

令和4年度包括外部監査(指摘事項)に係る措置状況

(単位:件)

措置状況の区分	件数
措置済	22
対応中	33
指摘事項件数	55

令和4年度包括外部監査(指摘)一覧

No.	項目	所管課	報告書記載頁
R04001S	[1市税] ア. 確定延滞金の管理等	納税管理課	71
R04002S	[1市税] ウ. 換価猶予の期間	納税管理課	77
R04003S	[80訴訟等費用] ア. 訴訟費用額確定処分の申立て	納税管理課	79
R04004S	[56特定定額給付金過年度分歳出入額] ア. 歳出入案件の繰越調定	区政推進課	84
R04005S	[56特定定額給付金過年度分歳出入額] ウ. 令和3年度以降の回収努力	区政推進課	87
R04006S	[3生活保護返還金・徴収金(過年度戻入含む)] ・ [10生活保護法第78条徴収金に係る加算金] イ. 延滞金の未計算・未請求及び減免等	保護課	99
R04007S	[3生活保護返還金・徴収金(過年度戻入含む)] ・ [10生活保護法第78条徴収金に係る加算金] ウ. 催告手続等の記録の不十分性	保護課	100
R04008S	[22賠償金等] ア. 生活保護費不正受給者に係る損害賠償請求執行費及びこれに係る遅延損害金の事案(ア) 遅延損害金の調定の遅れ	保護課	105
R04009S	[22賠償金等] ア. 生活保護費不正受給者に係る損害賠償請求執行費及びこれに係る遅延損害金の事案(イ) 督促の遅れ	保護課	106
R04010S	[25不当利得返還金] イ. 診療報酬の返還請求に係る適時適切な回収業務の実施	保護課	108
R04011S	[39看護師修学資金返還金] ア. 時効管理と時効期間の徒過	医療政策課	116
R04012S	[39看護師修学資金返還金] イ. 確定遅延損害金の調定漏れ	医療政策課	117
R04013S	[39看護師修学資金返還金] ウ. 遅延損害金の請求	医療政策課	118
R04014S	[45休日救急診療所使用料] ア. 債権放棄の遅れ	医療政策課	119
R04015S	[45休日救急診療所使用料] イ. 催告手続	医療政策課	120
R04016S	[44出産費貸付金元利収入] ア. 適正な時効管理①	健康保険課	135
R04017S	[44出産費貸付金元利収入] ア. 適正な時効管理②	健康保険課	135
R04018S	[27墓地管理料] イ. 転居先不明に係る管理料の調定行為	生活衛生課	142
R04019S	[50住宅改修費戻入] ア. 時効期間の徒過及び債権放棄の遅れ等①	高齢福祉課	165
R04020S	[50住宅改修費戻入] ア. 時効期間の徒過及び債権放棄の遅れ等②	高齢福祉課	165
R04021S	[7介護保険料] オ. 相続人調査の実施	介護保険管理課	174
R04022S	[18介護保険サービス事業者による保険給付費返納金] ア. 滞納者との間の履行延期の処分	介護保険事業課	181
R04023S	[18介護保険サービス事業者による保険給付費返納金] イ. 債権の申出	介護保険事業課	183
R04024S	[31過年度分保険給付費返戻金] ア. 消滅時効期間の経過	介護保険事業課	184
R04025S	[29心身障害者扶養共済加入者負担金] ア. 長期滞留債権①	障害者自立支援課	192
R04026S	[29心身障害者扶養共済加入者負担金] ア. 長期滞留債権②	障害者自立支援課	192
R04027S	[35福祉手当戻入] イ. 滞納債権に対する延滞金の未徴収	障害者自立支援課	195
R04028S	[51医療費助成過払い戻入] イ. 滞納債権に対する延滞金の未調定	障害者自立支援課	197
R04029S	[26子どもルーム利用料] ア. 分割納付の受付に係る手続	健全育成課	216
R04030S	[26子どもルーム利用料] イ. 遅延損害金の未計算・未請求	健全育成課	218
R04031S	[5母子父子寡婦福祉資金貸付金] ア. 督促状の納付期限	こども家庭支援課	230
R04032S	[5母子父子寡婦福祉資金貸付金] ウ. 連帯保証人への請求	こども家庭支援課	233
R04033S	[5母子父子寡婦福祉資金貸付金] オ. 破産債権届出書	こども家庭支援課	235
R04034S	[5母子父子寡婦福祉資金貸付金] ケ. 商事債権に該当する場合の時効管理	こども家庭支援課	240
R04035S	[23児童扶養手当過誤払金] ア. 保健福祉総合システムと債権管理台帳	こども家庭支援課	246
R04036S	[15公立保育所使用料(延長保育料)] ア. 不納欠損処分	幼保運営課	260
R04037S	[34児童養護施設措置費負担金]、[46障害児福祉施設措置費負担金] 及び [49里親措置費負担金] イ. 催告の実施状況	東部児童相談所	271
R04038S	[34児童養護施設措置費負担金]、[46障害児福祉施設措置費負担金] 及び [49里親措置費負担金] ウ. 滞納処分等の実施	東部児童相談所	271
R04039S	[4弁済金収入(行政代執行)] 及び [47生活環境モニタリング調査費用] イ. 誓約書・分割納付計画に基づく返納の根拠及び返済能力の評価	産業廃棄物指導課	281

令和4年度包括外部監査(指摘)一覧

No.	項目	所管課	報告書 記載頁
R04040S	〔4弁済金収入（行政代執行）〕及び〔47生活環境モニタリング調査費用〕ウ．弁済金収入（行政代執行）の一部返還に伴う確定延滞金の調定漏れ・未請求	産業廃棄物指導課	283
R04041S	〔19地方卸売市場使用料〕ア．滞納債権に対する延滞金の未徴収	地方卸売市場	293
R04042S	〔19地方卸売市場使用料〕エ．滞納者との間の履行延期の処分	地方卸売市場	296
R04043S	〔24地方卸売市場電気使用料等立替金〕ア．滞納債権に対する遅延損害金の未徴収	地方卸売市場	297
R04044S	〔24地方卸売市場電気使用料等立替金〕エ．滞納者との間の履行延期の特約	地方卸売市場	299
R04045S	〔9市営住宅使用料〕ア．滞納者との間の履行延期の特約	住宅整備課	308
R04046S	〔9市営住宅使用料〕イ．分割納付の期間	住宅整備課	310
R04047S	〔43住宅使用料等延滞金（賠償金等）〕ア．延滞金の対象債権に対する管理漏れ	住宅整備課	315
R04048S	〔43住宅使用料等延滞金（賠償金等）〕イ．訴訟費用及び強制執行費用の管理漏れ	住宅整備課	315
R04049S	〔32農業集落排水処理施設使用料〕ア．滞納者との間の履行延期の処分	下水道経理課	337
R04050S	〔28水道使用料〕（水道総務課併任）イ．滞納債権に対する遅延損害金の未徴収	下水道経理課	342
R04051S	〔41水洗便所等改造等資金貸付金〕ア．長期滞留債権の管理	下水道営業課	346
R04052S	〔12市立病院診療費〕ウ．分割納付の誓約書の宛先	病院局	354
R04053S	〔12市立病院診療費〕エ．遅延損害金の未計算・未請求	病院局	355
R04054S	〔17給食費収入〕ア．督促の方法	保健体育課	363
R04055S	〔17給食費収入〕イ．履行延期の特約	保健体育課	364

令和4年度包括外部監査結果(指摘)調査表

監査テーマ: 一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

No.	項目	報告書掲載頁	内容(抜粋)	措置状況(通知年月)	措置内容	所管課
R04001S	[1市税]ア. 確定延滞金の管理等	71	【結 果(指摘)】 確定延滞金の会計処理は、他の政令指定都市等でも事後調定がほとんどであるが、本来は事前調定であることを少なくとも認識することから、今後の事務改善が進められるべきであり(49～51 頁参照)、また、その金額規模も決して小さくないことから、決算の公表書類上の表記金額にも重要な影響があるものと認識することが重要である。したがって、確定延滞金の現在の会計処理である事後調定を事前調定として処理をしたうえで、納付書を発行する方法に変更するにはどのように進めればよいか、関係所管課等と連携し、国や他の地方公共団体の動向を見極めつつ、今後のあるべき取組とスケジュール等を検討し、共有されたい。	対応中	庁内ルールを整備した上で対応予定	納税管理課
R04002S	[1市税]ウ. 換価猶予の期間	77	【結 果(指摘): 納税管理課、東部市税事務所納税第二課】 換価の猶予の期間は、地方税法上、1年間を原則とし、更に1年間の延長が明文上認められているため、最長2年間の制度である。この2年間の期間を超過して、4年間の換価の猶予が別の理由で実施されている事例が把握されたことから、制度の趣旨及びこれまでの経緯を再度周知し、最長2年間の換価の猶予期間が終了する場合は、債務者の状況に応じて、執行停止等の措置を検討するなど、現在の市のルールの遵守を徹底されたい。	対応中	マニュアルの改正を予定している。	納税管理課
R04003S	[80訴訟等費用]ア. 訴訟費用額確定処分の申立て	79	【結 果(指摘)】 訴訟費用についても債権である以上、訴訟費用額確定処分によって債務名義化し、強制執行手続をとるのが地方自治法施行令第171条の2の原則であるため、徴収停止をとらない以上は訴訟費用額確定の申立てをされたい。なお、地方自治法施行令第171条の5第3号の要件について、次の意見で述べる対応を実施された場合は、訴訟費用確定の申立は当然に不要になるものと考える。	措置済 (令和7年1月)	令和6年5月24日付けで納税管理課長から各債権所管課長宛てに通知することにより、市が勝訴した場合は原則として訴訟費用額確定の申立てを行って債務名義化する必要があること、及び地方自治法施行令第171条の5第3号による徴収停止に係る少額債権の基準額を定めたことについて周知徹底した。	納税管理課

R04 004 S	[56特定定額給付金過年度分歳出戻入額]ア. 歳出戻入案件の繰越調定	84	【結果(指摘)】 当該年度に発生した歳入は、その年度に最初の調定を行い、納付がない場合は次年度に繰越することとなる。その次年度への歳入は、出納閉鎖日の翌日である6月1日に実施する必要があるが(千葉市会計規則第38条第1項)、令和2年度に発生した特定定額給付金過年度分歳出戻入金という債権は、令和3年5月12日に調定処理が実施されていた。 出納閉鎖日までは決算年度の収入として回収に努める必要があるため、出納閉鎖日前に調定を行うことは地方自治法第235条の5(出納閉鎖日)の規定に反する会計処理である。したがって、今後、決算年度の未収債権は出納閉鎖日まで翌年度の調定処理を行わず、回収の努力を行うことを周知されたい。	措置済 (令和7年1月)	現年度の未収債権は出納閉鎖日まで翌年度の調定処理を行わず、回収の努力をするよう事務処理マニュアルに明記し、所属職員に周知徹底した。	区政推進課
R04 005 S	[56特定定額給付金過年度分歳出戻入額]ウ. 令和3年度以降の回収努力	87	【結果(指摘)】 令和2年度に発生し、現在も回収されずに未収債権として催告書を発送している特定定額給付金過年度分歳出戻入金(6件:150万円)の適正な管理、給付金の公平性の実現のために、実質的な債権者である国と話し合い、債権回収のための相当の事務経費を国が手当てするよう働きかけ、国の見解を正式に徴取して、債権回収に努めるよう検討されたい。	対応中	改善内容調整中	区政推進課
R04 006 S	[3生活保護返還金・徴収金(過年度戻入含む)]・[10生活保護法第78条徴収金に係る加算金]イ. 延滞金の未計算・未請求及び減免等	99	【結 果(指摘)】 滞納債権について延滞金を計算するための体制を整備されたい。また、生活保護債権に係る延滞金を減免する場合には、所管課において減免のための意思決定をされたい。	措置済 (令和6年3月)	滞納債権に係る延滞金を計算するための体制の整備については、令和5年3月、保護課から各区社会援護課長に対し、表計算ソフトによる計算シート等を活用した上で、「生活保護債権の管理マニュアル」に従い適正な会計処理を行うよう周知徹底した。 また、延滞金の減免については、個別の事情を勘案し組織的に判断する旨を「生活保護債権の管理マニュアル」に記載し、減免する場合は適正な意思決定を行うこととした。	保護課
R04 007 S	[3生活保護返還金・徴収金(過年度戻入含む)]・[10生活保護法第78条徴収金に係る加算金]ウ. 催告手続等の記録の不十分性	100	【結 果(指摘)】 滞納者に対して実施した督促・催告手続や交渉の具体的な内容については、債権管理台帳に漏れなく正確に記録されたい。	措置済 (令和6年3月)	滞納者に対して実施した督促・催告手続や交渉の具体的な内容については、千葉市債権管理条例に基づき債権管理台帳に記載する必要がある旨を、令和5年3月に保護課から各区社会援護課長に対し周知徹底した上で、「生活保護債権の管理マニュアル」に記載し、以後、適正な運用を行っている。	保護課

R04 008 S	[22賠償金等] ア. 生活保護費 不正受給者に係 る損害賠償請求 執行費及びこれ に係る遅延損害 金の事案(ア)遅 延損害金の調定 の遅れ	105	【結 果(指摘)】 遅延損害金については、発生年度の収入として調定するよう適時に会計 処理されたい。	措置済 (令和7年1 月)	令和5年度に発生した遅延損害金につい ては、同年度に帰属する収入として、令和 6年3月31日に調定した。	保護課
R04 009 S	[22賠償金等] ア. 生活保護費 不正受給者に係 る損害賠償請求 執行費及びこれ に係る遅延損害 金の事案(イ)督 促の遅れ	106	【結 果(指摘)】 遅延損害金の督促については、千葉市予算会計規則第37条第1項に基 づき、納期限後20日以内に督促状を発送されたい。	対応中	公表内容調整中	保護課
R04 010 S	[25不当利得返 還金]イ. 診療報 酬の返還請求に 係る適時適切な 回収業務の実施	108	【結 果(指摘)】 平成30年度に発生した診療報酬の返還請求権に基づく未収債権は、これ まで債権管理簿に全く交渉記録が記載されない状態が続いているが、同 一債務者の未収債権を管理する他課との情報共有を適切に進め、今後 の必要な措置を検討することが必要である。すなわち、当該債務者の現 状を把握し、地方自治法施行令第171条の2のただし書による措置(履行 延期の特約か又は徴収停止)を採るか、又は債務名義の取得により強制 執行や訴訟手続等の法的な措置を採るか、いずれかの対応を検討され たい。 そのうえで、仮に債務者が破産手続を履行する場合、その後に免責され るか、無資力等で資力の回復が困難と判断されるか、徴収停止後、相当 の期間経過後に履行の見込みがなくなるかなど、これらの場合によって、 未収債権の放棄を検討せざるを得ない状況も到来する。決して現在のよ うな無作為を続けることは法的に許されるものではないと考える。	対応中	改善内容調整中	保護課
R04 011 S	[39看護師修学 資金返還金]ア. 時効管理と時効 期間の徒過	116	【結 果(指摘)】 時効期間の適切な管理が結果としてできなかったことから、消滅時効の 期間を徒過したものと考えられるため、今後は、このような時効管理の問 題が起きないよう、業務手順等に適切な時効管理の手続を明記し、内部 統制の整備の有効性を担保するためにリスクの適正な管理のための取 組を実施されたい。	対応中	適切な時効管理について事務マニュアル に記載するとともに、内部統制に係るリス ク管理シートに対応策について明記する。 【改善予定時期】R5年10月頃	医療政策課

R04 012 S	[39看護師修学 資金返還金]イ. 確定遅延損害金 の調定漏れ	117	【結 果(指摘)】 不納欠損によって債権が消滅した場合には、確定遅延損害金を計算した 上で当該確定遅延損害金債権を認識した上で、当該確定遅延損害金債 権も併せて不納欠損処理されたい。	対応中	不納欠損処理を行った場合の遅延損害金 の取扱いについて、事務マニュアルに記 載し、適切に処理を行うこととする。 【改善予定時期】R5年10月頃	医療政策課
R04 013 S	[39看護師修学 資金返還金]ウ. 遅延損害金の請 求	118	【結 果(指摘)】 遅延損害金については、原則としてすべての延滞債務について計算し、 条例に定める切捨額を上回るものについては請求されたい。また、請求し ないことについてやむを得ないと判断する場合の基準を明確にし、当該基 準を適用して遅延損害金を請求しない場合には、決裁資料にその旨を明 記されたい。	対応中	遅延損害金の取扱いについて、計算方法 や請求に至るまでの過程をマニュアルに 整備するとともに、今後発生するすべての 返還金について、遅延損害金を請求する こととする。 また、遅延損害金を請求しない場合に は、決裁資料にその理由を明記することと する。	医療政策課
R04 014 S	[45休日救急診 療所使用料]ア. 債権放棄の遅れ	119	【結 果(指摘)】 休日救急診療所使用料債権について、すでに時効期間が満了しているも のについては、事実上回収が期待できないことから、千葉市債権管理条 例に定める債権放棄の手続を速やかに進めることを検討されたい。	措置済 (令和7年1 月)	消滅時効に係る時効期間が満了し、回収 の見込みもない休日救急診療所使用料債 権について、令和5年度に債権放棄の手 続(千葉市債権管理条例第7条第1号該 当)及び不納欠損処分を行い、令和6年9 月に議会へ債権放棄の報告をした。 今後は、納付が見込まれず時効が完成し た債権については、条例に基づき債権放 棄を行っていく。	医療政策課
R04 015 S	[45休日救急診 療所使用料]イ. 催告手続	120	【結 果(指摘)】 未収債権に係る催告手続については、任意で中止することなく、回収され るまで、又は徴収停止や債権放棄等の必要な措置が講じられるまでは継 続されたい。	措置済 (令和7年1 月)	休日救急診療所使用料債権については、 令和6年2月15日付けで催告手続を実施し た。また、消滅時効に係る時効期間が満 了し、回収の見込みもない債権について は、令和5年度に債権放棄の手続(千葉市 債権管理条例第7条第1号該当)及び不 納欠損処分を行い、令和6年9月に議会 へ債権放棄の報告をした。 今後、適切な債権管理を行い、催告は任 意で中止することなく、継続して行うよう千 葉市休日救急診療所未収金事務マニユ アルに明記した。	医療政策課

R04 016 S	[44出産費貸付 金元利収入]ア. 適正な時効管理 ①	135	【結 果(指摘①)】 過去に発生した出産費貸付金元利収入の回収事務について、これまでの交渉記録が不明であり、健康保険課引継後も債務者との接触ができていなかったことから、時効期間の経過の確認をしたうえで、早急に催告を行い、債務者と接触して、債務の承認が得られるのか、また、経済状況の確認の上で、徴収停止とするか、履行延期の特約による分納計画の履行へ移行するのかなど、ルールに基づいた債権回収を実施されたい。	措置済 (令和7年1月)	未収債権を有する9件について、催告等を行うことにより債務者との接触を図り、うち3件は完納となった。また、徴収が困難な1件については、千葉市債権管理条例第7条第1号に基づき債権放棄を行った。残りの5件のうち3件については、令和6年3月及び9月に催告書を送付し、納付意思の確認、経済状況の聞き取り等を行った。債務者の居所や居住実態が不明な2件については、今後も引き続き調査を進め、債務の承認を得るための債務者との接触及び経済状況の確認等を行い、状況が確認できたものは徴収停止又は分割納付への移行などの徴収方針を検討した上で適正な債権回収を実施していくよう努める。	健康保険課
R04 017 S	[44出産費貸付 金元利収入]ア. 適正な時効管理 ②	135	【結 果(指摘②)】 過去に発生した出産費貸付金元利収入の回収事務に係る交渉記録については、健康保険課に引き継ぐ前の書類が不備であり、督促や経済状況等を確認している記録を把握できないものがある。このような文書の保管状況では、滞納管理の専門部門である納税管理課への引継ぎや場合によって実施される弁護士等への回収業務委託の際に重要な必要書類の不備で実施できない場合が懸念されるため、今後の適正な債権管理のために、未収債権管理に係る必要書類の文書管理について組織内で徹底するよう改めて周知されたい。	措置済 (令和7年1月)	未収債権管理に係る必要書類の文書管理については、令和6年4月に、同月時点の滞納者の債権管理に係る記録や資料を整理した上で、債権管理に係る基本的な管理方法や留意事項等について、所属職員へ周知徹底した。	健康保険課
R04 018 S	[27墓地管理料] イ. 転居先不明 に係る管理料の 調定行為	142	【結 果(指摘)】 桜木霊園及び平和公園の利用者が転居先不明となった場合でも、利用者に対する管理料の調定は継続し、市の債権として認識されたい。	対応中	改善内容調整中	生活衛生課
R04 019 S	[50住宅改修費 戻入]ア. 時効期 間の徒過及び債 権放棄の遅れ等 ①	165	【結 果(指摘①)】 住宅改修費戻入の未収債権は、複雑な経緯を経て現在に至っており、交渉記録も一部確認できないところもあるが、時効期間の適切な管理が結果としてできなかったことから、消滅時効の期間を徒過したものと考えられる。今後は、このような時効管理の問題が起きないよう、業務手順等に適切な時効管理の手続を明記し、内部統制の整備の有効性を担保するためにリスクの適正な管理のための取組を実施されたい。	措置済 (令和5年12月)	住宅改修費戻入の未収債権に係る適切な時効管理のための手続については、令和5年3月に、債権管理台帳を作成して進捗状況を管理するなどの留意事項等を事務処理マニュアルに明記し、所属職員へ周知徹底した。	高齢福祉課

R04 020 S	[50住宅改修費 戻入]ア. 時効期 間の徒過及び債 権放棄の遅れ等 ②	165	【結 果(指摘②)】 当該住宅改修費戻入の未収債権は債権放棄に至っていない。債務者が 時効の援用を行えば債権は消滅する状態であるが、一方で、債務者が自 主的に納付することも期待することができない。そのため、千葉市債権管 理条例に定める債権放棄の手続を速やかに進められたい。	措置済 (令和5年12 月)	消滅時効に係る時効期間が満了し、回収 の見込みもない住宅改修費戻入の未収債 権について、令和5年3月に債権放棄の手 続(千葉市債権管理条例第7条第1号該当) 及び不納欠損処分を行い、令和5年9月に 議会へ債権放棄の報告をした。	高齢福祉課
R04 021 S	[7介護保険料] オ. 相続人調査 の実施	174	【結 果(指摘)】 介護保険料の滞納者の死亡が判明した場合には、税務担当課と連携を 行い、介護保険料以外の債務がある場合には相続人に関する情報を税 務担当課から取得することや、統一滞納整理組織と連携して相続人調査 を実施するなど、可能な限り相続人調査を行い、納付義務を負っている相 続人に法定相続分に応じて請求されたい。	対応中	過年度(H28)の包括外部監査において も、税務担当課と連携を行うよう同様の指 摘があったため、再度、納税管理課に協 議依頼を申し入れることとしたい。 また、少額の債権については、徴収停止 措置をとる方向で検討し、実施方法など ルール化を検討したい。	介護保険管 理課
R04 022 S	[18介護保険 サービス事業者 による保険給付 費返納金]ア. 滞 納者との間の履 行延期の処分	181	【結 果(指摘)】 滞納者による分割納付を認める場合には、地方自治法施行令第171条の 6の履行延期の処分によるべきであり、現在の分割納付の方法は、履行 延期の処分を行う際の資力要件の確認が不十分である。履行延期の処 分の際には、履行延期の処分の要件を充足する必要があるため、例えば 「資金繰りが厳しい」ことが理由である場合には、毎月の収支や保有資産 に関する情報を滞納者から得た上で判断する必要があるところ、必要か つ十分な資料に基づき履行延期の処分の手続をとるよう運用を改められ たい。	措置済 (令和7年1 月)	履行延期の処分及び資力要件の確認に ついては、令和5年度から、滞納者の毎月 の収支や保有資産に関する情報を収集 し、当該情報を記載した収支状況申告書 及びその根拠資料を添付させることとし た。また、当該書類等により、地方自治法 施行令第171条の6第1項各号の「履行延 期の処分」の要件に該当すると判断した 場合は、履行期限延期決定通知書により 滞納者に通知することとした。	介護保険事 業課
R04 023 S	[18介護保険 サービス事業者 による保険給付 費返納金]イ. 債 権の申出	183	【結 果(指摘)】 今後、破産手続等で債権の申出を行う場合には、遅延損害金も含めて、 市の当該債務者に対して有している債権を正確に記載した上で、届出を 行うよう、業務手順書等に記載したうえで市所管課内において周知されたい。	措置済 (令和7年1 月)	債務者が破産手続開始の決定等を受け たことにより、市が債権者として配当の要 求その他債権の申出を行う場合の手続に ついて、令和5年度に事務処理マニュアル を作成し、延滞金・遅延損害金も含めた債 権額を届け出た上で適正な債権管理を行 うよう、課内で周知徹底した。	介護保険事 業課
R04 024 S	[31過年度分保 険給付費返戻 金]ア. 消滅時効 期間の経過	184	【結果(指摘)】 D社に係る過年度分保険給付費返納金については、9年程度、納付交渉 がなく、かつ一部弁済等の時効中断事由等が確認できないため、消滅時 効期間が経過していることを確認し、不納欠損処分を検討されたい。	措置済 (令和7年1 月)	過年度分保険給付費返納金については、 消滅時効期間が経過していることを確認し た上で、令和5年度に不納欠損処分を実 施した。	介護保険事 業課

R04 025 S	[29心身障害者 扶養共済加入者 負担金]ア. 長期 滞留債権①	192	【結 果(指摘①)】 5年以上滞納が継続している債権のうち消滅時効期間が経過していない債権については、既に地方自治法施行令第171条の2の督促をした後、相当の期間を経過している債権であり、強制執行に向けた手続あるいは徴収停止措置をとられたい。	対応中	5年以上滞納が継続している債権のうち消滅時効期間が経過していない債権について、下記の対応を検討する。 ①戸籍調査及び資力調査により、債務者の所在及び債務履行能力を明らかにする。(完了予定時期: 令和6年3月) ②①の結果を踏まえ、強制執行・徴収停止措置のいずれかの対応を取る。(完了予定時期: 未定)	障害者自立 支援課
R04 026 S	[29心身障害者 扶養共済加入者 負担金]ア. 長期 滞留債権②	192	【結 果(指摘②)】 滞納債権の債務者から任意の財産調査をせずに分納計画書を徴取しているが、履行延期の特約(地方自治法施行令第171条の6)を行っていないことから、債務者にとっても不利にならないため、また、分納計画書にある分納額の合理性を十分に検証するためにも、履行延期の特約を実施されたい。	対応中	分納計画書を作成している債務者について、資力調査を行ったうえで履行延期の特約を実施する。(完了予定時期: 令和6年3月)	障害者自立 支援課
R04 027 S	[35福祉手当戻 入]イ. 滞納債権 に対する延滞金 の未徴収	195	【結 果(指摘)】 滞納が発生した福祉手当戻入の滞納繰越分の未収債権を回収したときは、延滞金条例に則り、延滞金を計算の上、徴収されたい。	対応中	債務者は中程度の障害者であり、手当の資格喪失に係る理由等を考慮すると、延滞金回収手続きに当たっては、福祉的要素を強く考慮する必要があることを踏まえ、「税外収入金に係る延滞金の減免に関する要綱」第3条の適用の可否について検討しています。 上記が適用されない場合の未収債権については、関係各課と協議のうえ、延滞金を徴収するための体制整備を調整していきたい。	障害者自立 支援課
R04 028 S	[51医療費助成 過払い戻入]イ. 滞納債権に対す る延滞金の未調 定	197	【結 果(指摘)】 滞納が発生した医療費助成過払い戻入の未収債権について、地方自治法施行令第171条の6に基づく履行延期の処分等を実施した時点で延滞金が確定することから、地方自治法第231条等に基づき、調定を実施されたい。	対応中	庁内ルールを整備した上で対応予定	障害者自立 支援課

R04 029 S	[26子どもルーム 利用料]ア. 分割 納付の受付に係 る手続	216	【結 果(指摘)】 滞納者による分割納付を認める場合には、地方自治法施行令第171条の6の履行延期の特約に則った手続を取るよう運用を改められたい。その前提として、分納誓約の決裁権者の任命、分納誓約書や財産調査のための様式の整備といった適切な事務手続を行うための事務フローを整備・運用されたい。	措置済 (令和6年5 月)	分割納付に係る適正な事務手続を行うための事務フロー及び各種様式を整備し、分割納付を希望する場合は、滞納者が書面により履行期限の延期申請を行った上で、滞納者の財産状況等を記載した収支状況等申告書及びその根拠資料を添付させることとした。 また、当該申請に対し、地方自治法施行令第171条の6第1項各号の「履行延期の特約」の要件に該当することの審査及び健全育成課長による決裁手続を行った上で、要件に該当する場合は「履行期限延期決定通知書」により滞納者に通知することとした。	健全育成課
R04 030 S	[26子どもルーム 利用料]イ. 遅延 損害金の未計 算・未請求	218	【結 果(指摘)】 健全育成課が所管する子どもルーム利用料について、滞納が発生した場合には、未確定であっても遅延損害金を計算し、滞納者に対し情報提供を行うことは重要であるため検討し、確定した遅延損害金が把握されれば適時適切に請求されたい。	対応中	遅延損害金の随時計算には、現在使用している滞納管理システムの改修が必要となる。令和7年度よりシステム標準化が行われる関係で、現行システムについて改修作業が発生するため、システム事業者との調整を進め、遅延損害金の徴収に必要なハード面整備していく。	健全育成課
R04 031 S	[5母子父子寡婦 福祉資金貸付 金]ア. 督促状の 納付期限	230	【結 果(指摘)】 母子父子寡婦福祉資金貸付金の督促状を保健福祉総合システムにより発行する場合、千葉市予算会計規則第37条第2項に沿わない納期限日が自動で印字されて発行されてしまうことから、システムの設定を改定するか、自動で設定される納期限日を手動により修正するか、若しくは当該規則に例外等の規定を追加するかなど、いずれかの方法を検討することにより、適切に対応されたい。	措置済 (令和7年1 月)	母子父子寡婦福祉資金貸付金の督促状については、令和6年4月から適正な納期限が印字されるようシステムの設定変更を行った。	こども家庭 支援課
R04 032 S	[5母子父子寡婦 福祉資金貸付 金]ウ. 連帯保証 人への請求	233	【結 果(指摘)】 母子父子寡婦福祉資金貸付金の返済が滞り、督促、催告後、相当の期間を経過しても債務者本人や連帯債務者が返済できない場合は、地方自治法施行令第171条の2第1号により、債務者の連帯保証人へ返済の履行を請求されたい。 なお、同条における「督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないとき」の「相当の期間」については、具体的な法令等の定めがないが、債権の速やかな回収を図る観点から、最初の催告における納期限から3か月を経過した日までを目安にして、その日を経過してもなお履行されない場合には速やかに連帯保証人へ返済の履行を請求すべきものと考ええる。	対応中	令和5年度から催告後に相当の期間を経過しても連絡のない債務者については、連帯保証人への通知等を行う。	こども家庭 支援課

R04 033 S	[5母子父子寡婦福祉資金貸付金]オ. 破産債権届出書	235	【結 果(指摘)】 破産者に対する破産債権届出書を提出する際は、地方自治法施行令第171条の6第2項及び市の債権管理事務マニュアル2-3延滞金・遅延損害金の定めに従い、母子父子寡婦福祉資金貸付金その他、遅延損害金を含めて債権を届け出るよう、徹底されたい。	措置済 (令和6年3月)	破産債権等の届出については、令和5年度から遅延損害金を含めた債権額を記載し、提出している。	こども家庭支援課
R04 034 S	[5母子父子寡婦福祉資金貸付金]ケ. 商事債権に該当する場合の時効管理	240	【結 果(指摘)】 既に消滅時効が完成した債権計7件、401万円については、千葉市債権管理条例第7条第1号の検討を行い、必要に応じて債権を放棄することを検討されたい。また、今後も事業開始資金及び事業継続資金としての貸付金は、商事債権として他の貸付金とは別に消滅時効の管理を行うよう留意されたい。	対応中	消滅時効が完成したものについては個別に判断し、必要に応じて債権放棄を検討する。事業開始資金及び事業継続資金に限らず、現行システムに時効管理の機能がないことから、他の債権と同様に令和7年度のシステム刷新に向け、仕様の検討を行う。	こども家庭支援課
R04 035 S	[23児童扶養手当過誤払金]ア. 保健福祉総合システムと債権管理台帳	246	【結 果(指摘)】 第4号様式では千葉市債権管理条例施行規則第2条(5)、(6)、(7)の事項が記載できないため、様式を改訂し、それらの事項を適切に記録できるよう検討されたい。	措置済 (令和6年3月)	児童扶養手当過誤払収納管理要領を改正し、過誤払金返還台帳の様式に千葉市債権管理条例施行規則第2条第5号から第7号までに該当する事項を追加した。	こども家庭支援課
R04 036 S	[15公立保育所使用料(延長保育料)]ア. 不納欠損処分	260	【結 果(指摘)】 延長保育料は非強制徴収公債権であることを踏まえ、不納欠損処分をする際には、地方税法第18条第1項とは異なる根拠条項(地方自治法第236条第1項、同法第96条第1項第10号等)により不納欠損処分を実施されたい。	措置済 (令和6年3月)	延長保育料の不納欠損処分については、令和4年度決算分より、地方自治法第236条第1項を根拠として実施するよう是正した。	幼保運営課

R04 037 S	[34児童養護施設措置費負担金]、[46障害児福祉施設措置費負担金]及び[49里親措置費負担金]イ. 催告の実施状況	271	【結 果(指摘)】 児童養護施設措置費負担金、障害児福祉施設措置費負担金及び里親措置費負担金の滞納者に対する催告は、債権管理事務マニュアル2-7督促・催告に従い、督促後も債務を履行しない滞納者に対しては合理的な理由がない限り、文書催告、電話催告、臨戸催告などを実施されたい。	措置済 (令和6年3月)	滞納者に対する文書催告については、令和5年3月17日付けで実施した。 また、催告の実施漏れが発生しないよう、児童措置費負担金の徴収に係る事務マニュアルに催告を行う時期を追記した。	東部児童相談所
R04 038 S	[34児童養護施設措置費負担金]、[46障害児福祉施設措置費負担金]及び[49里親措置費負担金]ウ. 滞納処分等の実施	271	【結 果(指摘)】 児童養護施設措置費負担金、障害児福祉施設措置費負担金及び里親措置費負担金の滞納者のうち、督促後もなお債務を履行していない滞納者に対しては、事業への影響を慎重に考慮しながらも、債権管理事務マニュアル2-8督促後の対応や地方自治法第240条第2項及び第3項並びに児童福祉法第56条第6項に従い、債権管理課等と十分に情報交換及び連携を図り、滞納処分、徴収猶予、執行停止の措置を実施されたい。	対応中	納税管理課等の関係課と協議し、児童相談援助業務への影響を十分考慮した適切な手法等を検討した上で、滞納処分等の措置を講じる 【改善予定時期】令和6年3月	東部児童相談所
R04 039 S	[4弁済金収入(行政代執行)]及び[47生活環境モニタリング調査費用]イ. 誓約書・分割納付計画に基づく返納の根拠及び返済能力の評価	281	【結 果(指摘)】 現在の誓約書等に基づく分割納付は徴収猶予の制度に基づかない処理であり、法的な位置づけが曖昧で、債務者の不利益にもなるため、徴収猶予の制度に基づく分割の納付計画の位置づけに改められたい。また、これまで強制力のある財産調査等に基づき把握されてきた、1法人及び3自然人の返済能力の評価等に基づき、未収債権全体の回収可能性を改めて検討・評価されたい。	対応中	・債務者の資力調査を行い、令和5年度内に未収債権全体の回収可能性を検討する。 ・回収可能性の検討にあたっては、徴収猶予制度の活用も含めて検討していく。	産業廃棄物指導課
R04 040 S	[4弁済金収入(行政代執行)]及び[47生活環境モニタリング調査費用]ウ. 弁済金収入(行政代執行)の一部返還に伴う確定延滞金の調定漏れ・未請求	283	【結 果(指摘)】 強制徴収公債権である弁済金収入(行政代執行)の分割納付計画に基づく返納額に対応する確定延滞金については、地方自治法第231条、千葉市予算会計規則第26条第2項及び債権管理事務マニュアル(31頁)の規定を根拠として、調定処理を行い、債務者である1法人及び3自然人へ納入通知を実施されたい。	対応中	庁内ルールを整備した上で対応予定	産業廃棄物指導課

R04 041 S	[19地方卸売市場使用料]ア. 滞納債権に対する延滞金の未徴収	293	【結 果】 滞納が発生した市場使用料については、延滞金条例に則り、延滞金を計算の上、徴収されたい。	対応中	地方卸売市場使用料の滞納債権に対する延滞金については、正確な計算を行うには現行システムの改修を要するため、仕様を検討し改修を行う。 【改善予定時期】令和6年度に改修し、令和7年度から運用を開始	地方卸売市場
R04 042 S	[19地方卸売市場使用料]エ. 滞納者との間の履行延期の処分	296	【結 果(指摘)】 滞納者による分割納付を認める場合には、地方自治法施行令第171条の6の履行延期の処分によるべきであり、現在の分割納付の方法は、履行延期の処分を潜脱する方法である。履行延期の処分の際には、履行延期の処分の要件を充足する必要があるため、毎月の収支や保有資産の情報を滞納者から得た上で判断する必要があるところ、必要な資料に基づき履行延期の処分の手続をとるよう運用を改められたい。	対応中	令和5年度取り扱い分から、預金口座等滞納者の資力を把握できる資料を滞納者から得たうえで履行延期の処分の手続を行う。	地方卸売市場
R04 043 S	[24地方卸売市場電気使用料等立替金]ア. 滞納債権に対する遅延損害金の未徴収	297	【結 果】 滞納が発生した電気使用料等立替金等については、延滞金を計算の上、徴収されたい。	対応中	地方卸売市場電気使用料等立替金の滞納債権に対する遅延損害金については、正確な計算を行うには現行システムの改修を要するため、仕様を検討し改修を行う。 【改善予定時期】令和6年度に改修し、令和7年度から運用を開始	地方卸売市場
R04 044 S	[24地方卸売市場電気使用料等立替金]エ. 滞納者との間の履行延期の特約	299	【結 果(指摘)】 滞納者による分割納付を認める場合には、地方自治法施行令第171条の6の履行延期の処分によるべきであり、現在の分割納付の方法は、履行延期の特約を潜脱する方法である。履行延期の特約の際には、履行延期の処分の要件を充足する必要があるため、毎月の収支や保有資産の情報を滞納者から得た上で判断する必要があるところ、必要な資料に基づき履行延期の処分の手続をとるよう運用を改められたい。	対応中	令和5年度取り扱い分から、預金口座等滞納者の資力を把握できる資料を滞納者から得たうえで履行延期の処分の手続を行う。	地方卸売市場

R04 045 S	[9市営住宅使用料]ア. 滞納者との間の履行延期の特約	308	【結 果(指摘)】 滞納者による分割納付を認める場合には、和解による場合を除き、地方自治法施行令第171条の6の履行延期の特約によるべきであり、現在の分割納付の方法は、履行延期の特約を潜脱する方法である。履行延期の特約の際には、履行延期の特約の要件を充足する必要があるため、例えば「経済的困難」が理由である場合には、毎月の収支や保有資産の情報を滞納者から得た上で判断する必要があるところ、必要な資料に基づき履行延期の特約の手続をとるよう運用を改められたい。	対応中	履行延期の特約の要件を充足するよう、分割納付の申し出の際に収支状況等申告書等の提出を求めるなど、改善を図っていく。 運用の統一化を図るため、千葉市営住宅使用料等滞納整理要綱について、履行延期の特約による手続きや様式を規定する改正を行う。 【改善予定時期】R5年度中	住宅整備課
R04 046 S	[9市営住宅使用料]イ. 分割納付の期間	310	【結 果(指摘)】 分割納付期間の上限については、早期の家賃滞納の時点で滞納者に通知するなどして、整理要綱に定める期間を遵守されたい。	対応中	改善内容調整中	住宅整備課
R04 047 S	[43住宅使用料等延滞金(賠償金等)]ア. 延滞金の対象債権に対する管理漏れ	315	【結 果(指摘)】 住宅条例で延滞金の定めがない市営住宅退去修繕退去者負担金収入、借上げ公営住宅共益費負担金収入、市営住宅の一時使用料及び住宅敷金収入についても滞納が発生した場合には延滞金を計算し、滞納者に対し請求されたい。	対応中	左記各収入は、住宅管理システムではなく内部管理システムで滞納を管理している。 事務運用や規程の整備等、実施に向けての課題を整理し、改修が予定されている内部管理システム等を利用して延滞金の計算・請求を行う。 【改善予定時期】令和6年度または7年度	住宅整備課
R04 048 S	[43住宅使用料等延滞金(賠償金等)]イ. 訴訟費用及び強制執行費用の管理漏れ	315	【結 果(指摘)】 訴訟費用について判決主文で債務者負担となった場合や建物明渡しの強制執行費用については、いずれも市の債権として、前者については訴訟費用額の確定処分、後者については執行費用の額の確定処分により具体的な金額を把握した上で、債務者へ請求するなど、適切な債権管理をされたい。 なお、訴訟費用額確定処分については、その申立手続に手間を要し、同処分によって認められる金額も少額であるケースが多い。したがって、訴訟費用が少額であることが見込まれ、取立てに要する費用に満たないと認められるときには、地方自治法施行令第171条の5第3号による徴収停止によって、その後、強制執行の手続きをとる必要がなくなるため、訴訟費用額確定処分の申し立てを行わないことも許容されたい。そのため、全庁的な基準としての、地方自治法施行令第171条の5第3号の要件に係る具体的な金額の設定を待って、訴訟費用額の確定処分等の申立の可否を判断することも合理的である。	対応中	庁内ルールを整備した上で対応予定	住宅整備課

R04 049 S	[32農業集落排水処理施設使用料]ア. 滞納者との間の履行延期の処分	337	【結 果(指摘)】 滞納者による分割納付を認める場合には、地方自治法施行令第171条の6の履行延期の処分によるべきであり、現在の分割納付の方法は、履行延期の処分を潜脱する方法である。履行延期の処分の際には、履行延期の処分の要件を充足する必要があるため、債務者の保有資産の情報を滞納者から得た上で判断する必要があるところ、必要な資料に基づき履行延期の処分の手続をとるよう運用を改められたい。	措置済 (令和5年12月)	事務処理マニュアルを改正し、履行延期の処分が適用できる事案については、必要書類を提出させた上で履行延期の手続をとるよう運用を改めた。	下水道経理課
R04 050 S	[28水道使用料](水道総務課併任)イ. 滞納債権に対する遅延損害金の未徴収	342	【結 果(指摘)】 滞納が発生した水道使用料については、延滞金条例に則り、延滞金を計算の上、徴収されたい。	対応中	水道料金は私債権であり、延滞金条例に基づく延滞金は徴収できない。 なお、契約又は民法に基づく遅延損害金の請求については、システム構築や費用、事務運用や使用者への周知、規程の整備等、実施に向けての課題を整理する。	下水道経理課
R04 051 S	[41水洗便所等改造等資金貸付金]ア. 長期滞留債権の管理	346	【結 果(指摘)】 5年以上滞納が継続している債権のうち返済意思が確認できた債権については、一括返済の可否、分割納付の申請の意思確認をしたうえで、資力調査を十分に実施することを前提に履行延期の特約の措置を検討されたい。そもそも、既に地方自治法施行令第171条の2の督促をした後、相当の期間を経過している債権と判断することができるため、分割納付の申請がない場合、強制執行に向けた手続あるいは徴収停止措置を検討し実施されたい。	対応中	公表内容調整中	下水道営業課
R04 052 S	[12市立病院診療費]ウ. 分割納付の誓約書の宛先	354	【結 果(指摘)】 青葉病院が使用している「料金納付誓約書」のあて先を千葉市病院事業管理者に訂正されたい。	措置済 (令和5年12月)	青葉病院が使用している「料金納付誓約書」のあて先については、令和5年2月から千葉市病院事業管理者に改めた。	病院局
R04 053 S	[12市立病院診療費]エ. 遅延損害金の未計算・未請求	355	【結 果(指摘)】 市立病院診療費について、滞納が発生した場合には、未確定であっても遅延損害金を計算し、滞納者に対しその情報の提供を検討し、確定した遅延損害金が把握されれば適時適切に請求されたい。	対応中	改善内容調整中	病院局

R04 054 S	[17給食費収入] ア. 督促の方法	363	【結 果(指摘)】 滞納が発生した給食費について督促や催告を行う際、督促状及び現年度中の催告書についても直接債務者へ郵送されたい。	対応中	督促は年9回、催告は年2回行っており、各回1,000件を超える件数が発生しているが、R6年度予算において郵送作業委託費用を要望し、実施することとしたい。 【改善予定時期】R6年7月頃	保健体育課
R04 055 S	[17給食費収入] イ. 履行延期の特約	364	【結 果(指摘)】 滞納が発生した給食費について、債務者から申し出があった場合には、「学校給食費納付誓約書」のみで分割納付を認めている現在の運用を改め、履行延期の特約を念頭に債務者から資力要件に関する資料提出や情報提供を求めて、履行延期の特約の要件を充足する場合に、履行延期の特約に基づく分割納付を認めるようにされたい。	対応中	「履行期限延期申請書」に債務者の資力について記載する「収支状況等申告書」を添付させ、履行延期の特約要件を充足する場合に分割納付を認めることとしたい。 【改善予定時期】R5年度中	保健体育課